

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 8 条第 3 項及び第 4 項に基づく公表及び申出について

令和 8 年 1 月 29 日
東京圏国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、下記のとおり、東京圏国家戦略特別区域に係る区域計画（同条第 1 項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）に定めようとする特定事業の実施主体を公表するとともに、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続を定めたので、当該手続に従い申出を受け付けます。

記

I. 区域計画に定めようとする特定事業の実施主体

医療分野

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例（国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業）

- ・医療法人葵葉会

II. 法第 8 条第 4 項に基づく申出（以下単に「申出」という。）の手続

1. 申出をすることができる者

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・東京圏国家戦略特別区域内で行う特定事業を実施しようとする者であること。
- ・特定事業について法令等で定められた別紙に掲げる要件を満たすこと。

2. 申出方法

(1) 提出書類

申出にあたっては、国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年内閣府令第 20 号）第 6 条の規定に基づき、次に掲げる書類を各 1 部提出してください。

(i) 別記様式

(ii) 特定事業を実施しようとする者に関する事項が確認できる公的書類（定款及び登記事項証明書（個人の場合にあっては、開業届の写し及び登記事項証明書（商号登記を行っている場合に限る。））その他これらに準ずると認められるもの）

※提出書類に疑義がある場合には、個別にご相談下さい。

(iii) その他参考となる資料（任意）

(2) 提出期限

令和8年2月4日（水）17時までに必着とします。

(3) 提出先

内閣府 地方創生推進事務局内 東京圏国家戦略特別区域会議 申出担当

（住所）〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

（メールアドレス）i.kokkatoc@cao.go.jp

(4) 提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

（i）電子メールの場合

別記様式の＜電子データ＞を添付して提出。

※ 別記様式の電子データのファイルを添付して【i.kokkatoc@cao.go.jp】まで送付してください。なお、当方より到着した旨のご連絡はいたしませんので、送付後に念のため、内閣府 地方創生推進事務局（電話 03-5510-2465）に確認のご連絡をいただけますと幸いです。

【留意事項】

- イ. 電子メールのタイトル（件名）は、「東京圏申出 事業主体名」としてください。（例：東京圏申出 ○○会社）
- ロ. 別記様式の電子データのファイル名は、「東京圏 事業主体名」としてください。（例：東京圏 ○○会社）

（ii）郵送等による配達又は持参の場合

別記様式を（3）提出先へ配達又はご持参ください。

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「東京圏申出書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

- 別記様式は、A4 サイズとし、片面印刷としてください。
(両面印刷は避けてください。)

(5) その他留意事項

- ・提出いただいた書類については返却いたしませんので、あらかじめご了承願います。
- ・提出期限に遅れて到着したものは、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けませんので、ご注意ください。
- ・内容の詳細等を確認することができますので、別記様式には連絡先等を必ず記載してください。

3. 特定事業の実施主体としての追加について

提出書類に基づき、1. で定めた要件を満たすものと東京圏国家戦略特別区域会議が認めた場合には、当該申出に応じるものとし、区域計画において当該特定事業の実施主体として加えることとします。結果は、決定次第速やかに申出者に通知します。

※ 提出書類の記載内容に基づき、特定事業の実施主体として加えるか審査します。そのため、要件を満たしていることが明確にわかるようにご記載ください。なお、場合により、要件への適合性等を審査するため追加の資料を求めることがありますので、あらかじめご了承願います。

4. 連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

内閣府 地方創生推進事務局内 東京圏国家戦略特別区域会議 申出担当

(電話) 03-5510-2465 (メールアドレス) i.kokkatoc@cao.go.jp

【別紙】特定事業の種類及び要件

| 分野 | 特定事業 |
|----|---|
| 医療 | 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例（国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業） 〔法第24条の2関係〕 |

【要件】

- ①事業を実施する診療所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。
- ③臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第二条第九号に規定する臨床修練指導医、同条第十号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第十一号に規定する臨床修練指導者による指導監督に係る体制が確保されていること。

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として上記に記載する要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。